

日本ドイツ学会とケルン日本文化会館(国際交流基金)の事業協力に関する覚え書き

パネリストや視聴者が日独両国から参加できるオンライン学術シンポジウム等が急速に一般化してきていることを受け、日本ドイツ学会とケルン日本文化会館は、ゆるやかな協力関係を構築することにより、双方の活動を国境を超えて広め、日独学術交流のさらなる活性化につなげたいと考える。この期待に基づき、両者はここに、事業協力を積極的に行う用意がある意思を表明する。両者をパートナーとする事業協力としては、例えば以下のような事例が考えられる。

【広報】それぞれの活動の認知度を相手国社会の中で高めるため、日本ドイツ学会あるいはケルン日本文化会館の一方がオンラインにより日独双方でアクセス可能なシンポジウムや講演会等を主催者・後援者等として企画する際、他方はその要請に応じて、ホームページやソーシャルメディア等への情報配信を通して広報に協力する。

【情報提供】シンポジウム等の企画に際して、問い合わせや情報交換の相手として互いに連絡を取ることができる。また一方がパネリストや講演者を探す際、日本ドイツ学会は学会員の中から、またケルン日本文化会館は日頃からコンタクトを持つドイツ内外の研究者等の中から、相手側からの要請に応じて適切な候補者の紹介・声かけなどの協力を積極的に行うよう努める。

【共催・後援】テーマや曇程などにおいて双方の関心が一致する際には、より踏み込んだ形でオンライン事業の共催や後援を行う。

- 1 本覚え書きは、日本ドイツ学会とケルン日本文化会館の何れにとっても、何らかの義務を伴ったり、他機関との協力関係を排除したりするものではない。
- 1 覚え書きに伴う経費の支出や請求権は何れの側にも発生しない。催しものの共催や紹介により謝金等の必要経費が発生する場合は、別途個別に協議するものとする。
- 1 本覚え書きは、日本ドイツ学会とケルン日本文化会館の何れかが継続不要と判断したとき、いつでも相手側に対しその効力の終了を宣言することができる。

東京、2023年2月2日

近藤孝弘

日本ドイツ学会理事長

ケルン、2023年1月26日

相澤啓一

ケルン日本文化会館(国際交流基金)館長